

Q 今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ、いまさら特別徴収？

A 原則として、所得税を源泉徴収している事業主（給与支払者）の方は、地方税法第321条の3、第321条の4及び各市町の条例の規定により、従業員（パート、アルバイト等を含む）の個人住民税を特別徴収していただくこととされています。

これまでも、法律の定める要件に該当する方については、特別徴収をしていただく必要があり、特に法律改正が行われたわけではありません。地方税法の趣旨に沿った適切な課税と納付をしていただくために必要なことですので、ご理解ください。

Q 事業主の負担が増えるのでは？

A 所得税のように税額の計算や年末調整をする手間はかかりません。個人住民税の計算は市町が行い、従業員ごとの住民税額を各市町から通知します。なお、従業員が常時10名未満の事業者には、申請により納期を年2回とする制度があります。

Q 従業員にメリットはあるの？

A ①従業員の方が金融機関へ納付の度に出向く手間が省けます。
②納め忘れが無くなるとともに、納期が年12回のため、納期が年4回である普通徴収より、1回あたりの納付金額が少なくなります。

【制度全般に関する問い合わせ先】 兵庫県市町振興課 078-362-3126

【具体的な手続に関する問い合わせ先】 従業員がお住まいの市町個人住民税担当課

市町名	担当課	電話番号	市町名	担当課	電話番号	市町名	担当課	電話番号
神戸市	課税企画課	078-322-5150	三木市	税務課	0794-82-2000(内2318)	たつの市	税務課	0791-64-3145
姫路市	市民税課	079-221-2260	高砂市	市民税課	079-443-9015	猪名川町	税務課	072-766-8702
尼崎市	市民税課	06-6489-6246	川西市	市民税課	072-740-1132	多可町	税務課	0795-32-2386
明石市	市民税課	078-918-5013	小野市	税務課	0794-63-1000(内583)	稲美町	税務課	079-492-9132
西宮市	市民税課	0798-35-3267	三田市	税務課	079-559-5053	播磨町	税務グループ	079-435-0358
洲本市	税務課	0799-24-7603	加西市	税務課	0790-42-8712	市川町	住民税務課	0790-26-1012
芦屋市	課税課	0797-38-2016	篠山市	税務課	079-552-5306	福崎町	税務課	0790-22-0560
伊丹市	市民税課	072-784-8022	養父市	税務課	079-662-3164	神河町	税務課	0790-34-0961
相生市	税務課	0791-23-7128	丹波市	税務課	0795-82-2070	太子町	税務課	079-277-1014
豊岡市	税務課	0796-21-9045	南あわじ市	税務課	0799-43-5213	上郡町	税務課	0791-52-1113
加古川市	市民税課	079-427-9164	朝来市	税務課	079-672-6119	佐用町	税務課	0790-82-0662
赤穂市	税務課	0791-43-6803	淡路市	税務課	0799-64-2505	香美町	税務課	0796-36-1113
西脇市	税務課	0795-22-3111(内242・243)	宍粟市	税務課	0790-63-3124	新温泉町	税務課	0796-82-3113
宝塚市	市民税課	0797-77-2057	加東市	税務課	0795-43-0396			

兵庫県と県内すべての市町は、
平成30年度から
個人住民税の
特別徴収を
徹底します！



ご準備をお願いします！

従業員の個人住民税は、所得税と同じく事業主による特別徴収（給与天引き）が義務づけられています！

徹底の対象
（事業主）

所得税の源泉徴収義務のある
給与等の支払者

兵庫県は、京都府・大阪府とともに平成30年度からの徹底に向けて取り組んでいます。

詳しくは、兵庫県ホームページをご覧ください。

給与支払報告書等の提出は電子申告
をご利用ください

兵庫県 特別徴収

検索



兵庫県・県内全41市町

詳しくは
裏面へ

特別徴収とは何ですか？

個人住民税の特別徴収とは、事業主が、従業員の方の個人住民税を毎月の給与から差し引いて、市町へ納めていただく制度です。

所得税の源泉徴収義務のある事業主の方は、特別徴収義務者として個人住民税を納入することが法律で義務づけられています。

特別徴収をやっていなければ、どうなるの？

この度、兵庫県・県内全41市町では、納税者の利便性向上、法令遵守の徹底等を図るため、平成30年度から一斉に特別徴収の徹底を行うこととしました。

特別徴収の実施につきまして、ご理解とご協力をお願いします。

ア 特別徴収とするにはどうするの？ イ 普通徴収となる従業員はどんな人なの？

㊹ 給与支払報告書（総括表）

市町長 平成 年 月 日提出 (追加・訂正)		A	B	給与支払者番号
給与の支払期間	平成 年 月分から 月			
給与支払者の法人番号 又は個人番号				
フリガナ		受給者総人員	人	
給与支払者の名称 又は氏名		提出市町村数		
		特別徴収（住民税を給与引去り）	人	
所得税の源泉徴収 をしている事務所 又は事業所の名称		退職者	人	
		普通徴収 乙欄等（給与引去りできない方 として、普通徴収の理由を記載 した人数）※	人	
フリガナ		合計	人	
同上の所在地		所轄税務署	税務署	
給与支払者が法人である 場合の代表者の氏名		給与の支払の方法及び その期日		
摘要欄の記載に漏れはありますか。	はい いいえ			
納入書は必要ですか。	要 不要			

ア 特別徴収とするには、毎年1月末日までに提出する給与支払報告書に、特別徴収を行う人数を記載して提出してください（提出先：1月1日現在の住所地の市町村）。

左下のa～dの普通徴収理由に該当する方がいらっしゃる場合、給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書兼仕切紙」（県HPでダウンロードできます）を添付のうえ、給与支払報告書個人別明細書摘要欄に略号を記載願います。

※平成30年1月に提出する給与支払報告（平成29年所得分）からの事務手続です。

<提出時の綴り方>

総括表	個人別明細書 (特別徴収分)	切替理由書兼仕切紙	個人別明細書 (切替理由書記載分)
-----	-------------------	-----------	----------------------

普通徴収切替理由書（兼 仕切紙）		
市・町長あて		指定番号
		事業所名
普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。		
略号	普通徴収への切替理由（下記4項目以外の理由は不可）	人数
a	退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者	人
b	給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者	人
c	給与の支払期間が不定期（例：給与の支払が毎月ではない）	人
d	他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている者（乙欄）	人
普通徴収合計人数		0人

イ 普通徴収の対象は、下記a～dのいずれかに該当する方となります。

- a 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月末日までに退職予定の方
 - b 給与支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
 - c 給与の支払が不定期（毎月支給されていない）な方
 - d 他から支給される給与から特別徴収されている方（乙欄）
- ※ アルバイト、パートだからという理由で必ず普通徴収となるものではありません！

手続は
こちら

29 給与支払報告書（個人別明細書）【抜粋】		（市町村提出用）	
住所	※区分	(受給者番号) (個人番号)	
		役職名	
		氏名 (フリガナ)	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	源泉徴収税額
(摘要)			
a 平成30年3月31日退職予定			
未成年者	外国人	死亡退職者	本人が障害者
			特別 其他 一般 特別
			寡婦 寡夫 勤労学生
			就職 退職 中途就・退職
			受給者生年月日
			明 大 昭 平 年 月 日

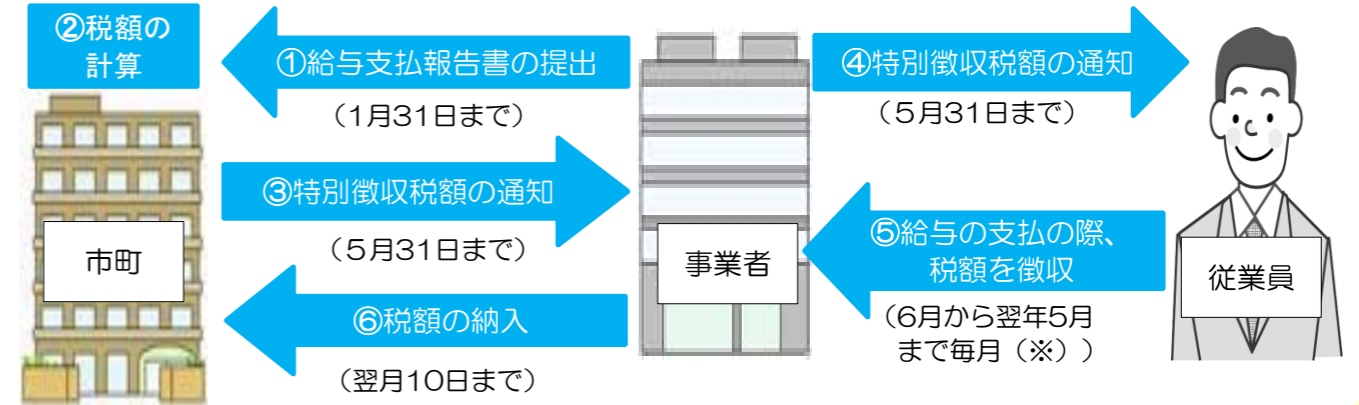
該当する略号を必ず記載してください！

乙欄適用又は退職年月日の記入があれば、略号の記入は不要です。
退職予定者は、退職予定日を摘要欄に記入してください。



事業主は、どんな事務をするの？

特別徴収の事務の流れ



※従業員が常時10名未満の事業主には、申請により年12回の納期を年2回とする特例があります。